

京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付要綱（案）

平成 16 年 月 日

告示第 号

（趣旨）

第 1 条 市長は、市内で発生する家畜糞のたい肥化による環境の保全並びに有機肥料の使用による健全な土づくりを推進することにより、良品質の販売農産物の安定的な生産を図るため、土づくり促進のために要した経費について、京丹後市補助金等交付規則（平成 16 年京丹後市規則第 64 号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（対象事業）

第 2 条 補助金交付の対象事業は、市内の農業者が国営農地開発畑、砂丘畑及び田（基盤整備田に限る。）の農地において、良質の土づくりを目的として別表に掲げるたい肥製造業者（以下これらを「たい肥業者」という。）からたい肥を購入する事業とする。

（対象農地）

第 3 条 補助金交付の対象農地は、前条に定める農地のうち販売を目的とした農産物を生産する農地とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、たい肥 1 トン当たり 2,000 円を限度として農業者が購入したたい肥の価格の 3 分 1 以内の額（この額に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項に定める補助金の額を算定するに当たっては、たい肥の量は農地 10 アールにつき 3 トンを限度とする。

（補助金交付の申請）

第 5 条 補助金の交付を受けようとする農業者は、京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付申請書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付が適当と認めるときは、京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により、その旨を申請者に通知する。

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により通知を受けた申請者は、補助金を請求しようとするときは、請求書を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定時期)

第8条 補助金の交付決定は、毎年3月に行う。

(使用実績の確認)

第9条 たい肥の使用実績は、たい肥業者がたい肥を出荷する際に記録した伝票の写し又はたい肥販売量の分かる請求書若しくは領収書の写しをもって確認するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

た い 肥 業 者 名	た い 肥 名
京 都 丹 後 農 業 協 同 組 合	ケ ン コ - ユ - キ
	ハ イ パ ワ - ユ - キ

京丹後市長 様

住 所
氏 名 印
電話番号()

年度京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付申請書

年度京丹後市土づくり促進対策事業を実施したので、下記補助金の交付を受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

補助金額 _____ 円

算出根拠

対象農地面積	たい肥単価	たい肥数量	たい肥量限度 /10×3	たい肥補助単価 /3 又は 2,000円	補助金合計 又は ×	補助金合計 ×補助率(10円未満切り捨て)
a	円	t	t	円	円	(補助率)
a	円	t	t	円	円	
合計	円	t	t	円	円	円

(備考)

たい肥補助単価 は、 / 3 で求めた金額と 2,000 円のいずれか少ない額を記入する。補助金合計 は、 と のいずれか少ない額を記入する。

(添付書類)

- たい肥業者の納品日が記載されたたい肥の数量が分かる出荷伝票の写し又は請求書若しくは領収書の写し
- 団体による申請の場合は、補助金申請明細書(別紙)

販売確認欄

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

補助金等交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市土づくり促進対策事業補助金については、京丹後市土づくり促進対策事業補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付の決定をいたしましたので、通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の時期
- 3 その他